

短期入院協力事業の概要

背景・必要性・概要

介護者の病気・各種行事や介護休養等の際に、在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方が安心して短期入院を利用することができるよう、平成13年度より国土交通省において、積極的に短期入院の受入れを行う一般病院を「協力病院」として指定し、短期入院の受入体制の整備・強化に係る経費を補助する制度。**令和4年度より重点支援病院制度を創設。リハビリの提供を安心して受けられる環境整備するため重点的に支援。**

短期入院協力事業

短期入院協力病院

補助対象 「短期入院協力病院」として指定した医療機関

補助内容

- ① 入院施設支援費
- ② 利用促進等事務費
- ③ 感染症予防対策費



補助率

- ① 定額, 3/4, 1/2, 1/4
- ② 定額 (①は介護料受給者の利用割合に応じて補助率が変動)
- ③ 1/4

補助上限額

400万円~800万円
(介護料受給者の直近の受入実績に応じて補助上限額が変動)

重点支援病院

補助対象 「短期入院協力病院」のうち、リハビリの提供に意欲的な病院として選定した重点支援病院

補助内容

- ① 入院施設支援費
- ② 利用促進等事務費(意見交換会に係る費用等を含む)
- ③ 感染症予防対策費

補助率

定額

補助上限額

1,000万円

(すべての補助メニューに係る支援の総額)



短期入院協力病院

在宅重度後遺障害者の短期受入を行う病院であり、医師による診察、検査及び経過観察の他、介護技術等の介護者向けの指導等を受けることができるもの。

重点支援病院

短期入院協力病院のうち、リハビリ提供に特に意欲的な協力病院を重点支援病院として選定、リハビリ提供体制の強化を行うもの。

※受入対象者は、(独)自動車事故対策機構に認定された介護料受給資格者(特I種、I種、II種)。

※入院期間は、原則1回あたり2日以上14日以内、リハビリ目的の入院は30日以内(1年間に複数回の利用可)。

重点支援
病院
協力病院

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
協力病院	7	7	8	11	18	61	67	79	86	92	99	110	126	144	157	166	177	189	200	205	206	202 (10)

※()は重点支援病院で内数